家畜共同育成場(天城哺乳場・放牧場)

預託牛の不受胎補償について

家畜共同育成場(畜産協会)では、預託牛が『不受胎退牧』した場合、対象牛の預託料総額の1/2相当額を不受胎補償金として、預託者(オーナー様)にお支払いします。

繁殖管理の流れと補償対象

人工授精の開始(概ね13か月齢から)

人工授精1回目

人工授精 2 回目 → 未受胎 → オーナーの希望で退牧:補償対象外

人工授精3回目 → 未受胎 → オーナーの希望で退牧:補償対象外

マキ牛交配 → ①未受胎 → オーナーと協議し退牧【不受胎退牧】

- ②受胎牛 → 放牧場で流産 → オーナーと協議し退牧【不受胎退牧】
- ③受胎牛 → 退牧2週間以内 → 獣医師の診断書で確認【不受胎退牧】 で流産
- ③受胎牛 → 退牧後空胎判明 → 獣医師の診断書で確認【不受胎退牧】

不受胎補償の対象

不受胎補償金

補償対象牛1頭について、次式で計算した額を協会から支払います。

補償額 = 対象牛の支払済み預託料総額 ÷ 2

参考:種付け期間の延長

不受胎牛は、原則、すみやかに退牧させますが、オーナーの希望や牛の状態によって種付け期間を最大27か月齢まで延長することができます。詳しくは牧場にお問い合わせください。

ご意見・ご質問は下記にお問い合わせください。 (公社)静岡県畜産協会 TEL054-274-0210 家畜共同育成場天城牧場 TEL0558-85-1172

令和4年4月発行